

東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正について

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第39条第2項の規定により学部学生及び大学院学生の授業料及び入学料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除については、この規程の定めるところによる。</p> <p>第6条 授業料の免除の額は、原則として各期分の授業料についてその全額又は半額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(学部学生の入学料の免除)</p> <p>第28条 本学の学部<del>に入学する者</del>であって<u>次の各号の一に該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対して、学部学生の入学料を免除することがある。</u></p> <p>(1) <u>入学前1年以内において学部<del>に入学する者</del>の学資負担者が死亡し、又は学部<del>に入学する者</del>若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合</u></p> <p>(2) <u>経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合</u></p> <p>(3) <u>前各号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合</u></p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第39条第2項の規定により学部学生及び大学院学生の授業料及び入学料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除については、<u>大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「法」という。)</u>及び<u>その他関係法令等によるもののほか、この規程の定めるところによる。</u></p> <p>第6条 授業料の免除の額は、<u>法及びその他関係法令等によるもののほか、原則として各期分の授業料についてその全額又は半額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(学部学生の入学料の免除)</p> <p>第28条 本学の学部<del>に入学する者</del><u>の入学料免除については、法及びその他関係法令等によるものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	

<p><u>2 入学料の免除の額は、原則としてその全額又は半額とする。</u></p> <p><u>3 入学料の免除の申請は、別紙様式による入学料免除願に次の各号に掲げる書類を添えて入学手続終了の日まで行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 本学の学部</u>に入学する者又は学資負担者の居住地の市区町村長が発行する証明書</p> <p><u>(2) 家庭状況調書</u></p> <p><u>(3) 前2号のほか本学の指定する書類</u></p> <p><u>4 入学料の免除の許可は、前項の申請に基づき、教育・学生生活委員会の議を経て、学長が行う。</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>2 入学料の免除の許可は、教育・学生生活委員会の議を経て、学長が行う。</u></p>	
---	---	--

附 則 (令和2年4月1日教規程第10号)  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。